

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-4
処分の種類	毒物劇物取扱責任者の変更命令			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第19条第3項			
処分の概要	毒物又は劇物の製造業者、輸入業者、販売業者に対する毒物劇物取扱責任者の変更命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)</p> <p>【参考】 第19条 3 都道府県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			